

2021年12月13日

東京都議会議長

三宅しげき 様

東京都議会議員 漢人あきこ 印

文書質問について

下記事項について、文書により質問したいので別紙のとおり趣意書を提出します。

記

- 一 都市計画道路小金井3・4・1号線及び小金井3・4・1 1号線について
- 二 ゼロエミッション東京戦略2020～フロンについて
- 三 コロナ禍で浮き彫りになった生活・住宅支援の課題について
- 四 人権尊重・男女共同参画の視点からの公的広報のあり方について
- 五 児童相談所の現状と今後の整備について

以上

一 都市計画道路小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線について

第四次事業化計画において優先整備路線に選定された小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線（以下「2路線」）は、国分寺崖線（はげ）と野川を縦断及び横断し、小金井市の宝ともいふべき貴重で大切な自然環境、景観、豊かな生態系を著しく損なうことになる道路計画です。しかし、第3回定例会の文書質問（以下、文書質問）答弁書及び情報公開請求の結果からは、選定時において、2路線について国分寺崖線と野川周辺の自然環境の保全の重要性からの検討や協議が行われたことを示すものではありませんでした。

当該路線を含む一帯は自然再生推進法に基づく「野川第一・第二調節池地区自然再生事業」の対象区域です。「野川第一・第二調整池地区自然再生事業実施計画（北多摩南部事務所作成）」では、「野川第一・第二調節池のある事業対象地区（以下、対象地区）は、北側に国分寺崖線、南側に武蔵野公園、東側に野川公園を配し、さらに多磨霊園や国際基督教大学を含む広大な空間と豊かな緑に囲まれている。都市河川としては自然が残されている野川や、国分寺崖線からの湧水もあり、水と緑と土という環境が一体となって確保されており、都市化されたなかの数少ない貴重な自然環境である。」とし、「この地区で自然再生事業をおこなうことにより、広域的な生物多様性の向上に寄与できる可能性を秘めている。ここに対象地区において自然再生にとりくむ意義がある。」としています。

今年11月「環境概況調査委託報告書」（以下「報告書」）が公開されました。この「報告書」でも、動植物の重要種、在来種が多く確認されたことが記されています。保全、再生すべき生物多様性が、ここには存在しています。「報告書」の「調査結果の考察」では、道路事業による動植物への直接的、間接的影響の可能性を指摘しています。「報告書」は、道路事業が、保全し、再生すべきとされている「都市化されたなかの数少ない貴重な自然環境」に危機をもたらすと、警鐘を鳴らしています。

1 小金井3・4・11号線に関する環境概況調査（動植物）の「報告書」について

ア 「報告書」の市民への公開は現在どのように行われていますか。また今後の予定があれば合わせてお示しください。

イ 11月末に小金井市内に全戸配布された「小金井3・4・11だより」では、「調査結果の考察」については記載がなく、「※本調査に関する詳しい情報は、別途、北多摩南部建設事務所のホームページに掲載する予定です」とあり、北多摩南部建設事務所のホームページに「環境調査の詳しい情報」として「環境概況調査報告書抜粋」が掲載されています。しかし、ここにも「報告書」の「5 考察及びモニタリング計画案作成」が全く掲載されていません。その理由を伺います。

ウ 東京都としての「報告書」の評価、および「調査結果の考察」についての見解を明らかにしてください。

エ 文書質問などにおいて、小金井市に対し、環境概況調査等の結果のデータや資料を提供することを求めましたが、すべてでなく、「抜粋版」が送られたと聞いています。その理由を伺います。

オ 小金井市長は、2019年9月24日の市議会予算特別委員会で、市としての「検証、分析」をするかと答弁しています。小金井市としての「検証、分析」について、東京都はどのように対応するのか具体的に示してください。

カ 東京都は3・4・11号線の道路事業は、「野川第一・第二調整池地区自然再生事業」と連携するとしています。しかし、「報告書」は、当該道路事業が「野川第一・第二調整池地区自然再生事業」に抵触する可能性を指摘していると思いますが、いかがですか。

キ 「武蔵野公園生物多様性保全利用計画」の検討や「野川第一・第二調節池地区自然再生事業」との当該道路事業との、これまでの連携及び情報の共有の現状と予定を示してください。

2 優先整備路線の選定理由とされる「地域の安全性」の調査について

2 路線の選定理由として「周辺の道路に交通が侵入することにより、地域を安心して歩くことができない状況」「生活道路への通過交通の抑制による地域の安全性向上」を挙げながら、文書質答弁書では、その根拠となる調査資料が示されませんでした。この度、「第四次事業化計画の検討にあたって策定検討会議等で作成・検討された文書のうち、2 路線周辺の生活道路に通過交通が侵入していることについて検証した資料」を開示請求したところ、「実施期間では作成及び取得しておらず、存在しない」との結果でした。すなわち、調査も検討も行われていないことが明らかになりました。改めて、2 路線それぞれについて選定理由とした「地域の安全性」の根拠を示してください。

3 優先整備路線の選定にあたっての検討について

ア 「第四次事業化計画の検討にあたって策定検討会議の記録等で作成・検討された文書のうち、2 路線の選定に関する資料と記録のすべて」を開示請求しましたが、策定検討会議等で2 路線について、具体的に俎上にあげ、小金井市と東京都などが意見交換をした形跡はありません。文書質問に対する答弁において都は「策定検討会議などの場で、小金井市を含む区市町と意見交換を行いながら選定し」としていますが、具体的にいつ、どのような意見交換が行われたのか、改めてその答弁の根拠をお示してください。

イ 当該2 路線を含む一帯は自然再生推進法に基づく「野川第一・第二調節池地区自然再生事業」の対象区域とされ、法に基づいて設置された協議会において全体構想ならびに二度にわたる実施計画が作成され、事業が進められてきました。優先整備路線の選定にあたって、この自然再生事業との整合についてどのように評価・検討されたのかお示してください。

二 ゼロエミッション東京戦略 2020～フロンについて

エアコンや冷凍・冷蔵庫に使われる代替フロンは、温室効果がCO₂の1万倍にもなり効果的抑制策が求められています。しかし、東京都の温室効果ガスの推移は、2019年に2000年比でCO₂排出量は390万トン減少しているのですが、それを相殺するように代替フロンが78万トンから593万トンへ515万トンも増加しています。その結果、温室効果ガスは2000年比で、わずか0.2%の減少にとどまっています。

2016年の東京都環境基本計画では、フロンの削減目標は「2020年度までに2014年度値以下とする」とされていましたが、残念ながら2014年の392万トンから2019年の593万トンへ201万トンも増加しています。フロン対策が十分に取られてこなかった、と言わざるをえません。ここまでフロンを増加させてしまった原因は何か、改めて問われているのではないのでしょうか。

また、何が気候危機対策として有効か、と問うた「ドローダウン」という書物があります。サブタイトルは「地球温暖化を逆転させる100の方法」です。その中では、一番効果があるとされたのはフロンの抑制で、国際的な協定であるキガリ改定を実現し、フロンを廃止できれば0.5℃ほどの抑制効果がある、と指摘しています。

11月のCOP26で提出された各国の目標を実現しても、1.5℃を超えてしまうことは確実に2℃を超えてしまうと言われています。1.5℃目標を実現するためには、フロン抑制・廃止の早急な対策が極めて重要であると考えています。

代替フロンの排出抑制のためには、「生産・消費の削減」「使用時の漏えい抑制」「廃棄時の回収の徹

底」「廃棄・再生利用の促進」が求められています。

1 フロンの排出削減が進まなかった理由について

都の役割・責任は、「使用時の漏えい抑制」「廃棄時の回収の徹底」だとされています。

ア 2016～2019年までに、都としてどのような対策をされてきたのかがいます。

イ フロン排出量が大幅増加してしまった主な原因はどこにあると考えていますか。

2 「生産・消費の削減」について

ア モントリオール議定書キガリ改正によって「生産・消費の削減(蛇口規制)」が定められましたが、日本は2030年までに何%の削減が求められていますか。

イ 「生産・消費の削減」は国の役割・責任とされていますが、都の果たすべき役割を伺います。

3 使用時の漏えい対策について

使用されている代替フロンの全国の市中ストックは年々増加し、2020年で4億トンを超えているとされており、年間CO₂排出量の3分の1にもなっています。この使用されている市中ストックからの漏えいを抑制することが求められています。

代替フロンの排出量は、全国では年間CO₂排出量の5%弱、東京都では9.5%とされ、そのうち約7割が使用時の漏えいとされています。

ア 使用時の漏えい対策として、機器を利用する管理者は機器の点検が義務付けられていますが、そのことの認識および実施はどれほど徹底されていますか。

イ 点検実施を確実にするために、どのような対策が取られていますか。

3 廃棄時の回収の対策について

ア 廃棄時の回収が義務付けられているにもかかわらず、漏えいの3割が廃棄時とされています。廃棄・回収時に違法に廃棄される割合は、何割ですか。

イ 廃棄時の漏えいを防ぐため、どのような対策が行われていますか。

ウ 11月9日、改正フロン排出抑制法では初めて東京スバルなどが摘発・書類送検されています。この事件の経緯と評価を伺います。

4 ノンフロン機器の普及について

ア 代替フロンに代わる冷媒による機器の普及が急がれていますが、現在どの程度普及していますか。普及の目標数値はありますか。

イ ノンフロン冷媒は燃焼性や有毒性があり、対策にコストがかかるとされていますが、導入促進へ向けた助成策は行われていますか。

5 東京都のフロン排出量の削減目標について

東京都はゼロエミッション東京戦略において、代替フロンの排出量を2014年比で35%削減としています。他方で政府は今年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画では、2030年に約55%削減としました。東京都としても削減目標の引き上げの検討はされていますか。

6 規制チェック体制の強化と経済インセンティブの導入について

ア 使用時と廃棄時の漏えい対策として様々な規制が作られていますが、チェック体制が十分では

ないように思われます。チェック体制の強化に向けて、何が求められていると思いますか。

イ 規制だけではなく、管理者などに対してフロン税などの経済的インセンティブが働くことが必要だと思いますが、国で検討が進められていますか。また、東京都では検討していますか。

三 コロナ禍で浮き彫りになった生活・住宅支援の課題について

コロナ禍において、住まいを失う生活困窮者に対して、東京都が民間支援団体の要望も受け止めながら、他の道府県が実施しなかったビジネスホテルの提供事業を行ったことは大きな意義がありました。いわゆる「ハウジング・ファースト」型に近い形の支援になったとも言われています。そして、そのプロセスにおいて、様々な課題が浮き彫りになりました。

各区市の福祉事務所の間では受けられる支援の格差が存在しており、東京都が提供しているビジネスホテルの部屋を提供しているのは、実際には都内の福祉事務所の3分の1ほどです。都として支援の枠組みを用意していても、実際には使うことなく、無料低額宿泊所や自立支援施設しか選択肢を示さない違法な対応を行う自治体が大半です。多くの福祉事務所において、無料低額宿泊所、自立支援施設への入所が生活保護申請受理の条件とされ、路上に居ただけで、「生活保護申請者に対する疑い」「偏見」が差別的な運用につながり、アパート転宅が長期的に阻まれる状況が頻発しています。東京五輪開催によってホテルの活用が危ぶまれる事態も発生しました。感染人数の減少に伴い、ビジネスホテルの需要回復による空き部屋減少を理由にして、ビジネスホテルの提供を取りやめた福祉事務所も多くあります。東京都は、こうした対応格差と支援実施縮小の実態の把握や、無料定額宿泊所の実態把握を早急に行うべきです。東京都には、この間の実状に即した真摯な検証を行い、今後の対策を改善、充実させていくことが求められています。

1 ホテル提供事業の「事業評価」と今後について

ア 前述のように、各区市の福祉事務所の間での対応格差と支援実施縮小の実態把握、無料定額宿泊所の実態把握を早急に行うべきと考えますが、いかがですか。

イ 来年度予算の要求にあたっての、ホテル提供事業のあり方、効果の検証内容を示してください。

ウ 外部の識者を入れた事業評価について、「前例がない」とのことですが、百年に一度と言われる未曾有のコロナ禍における支援事業として、前例主義ではなく、きちんと開かれた検証作業を行い、今後の対応に活かすことの意義は大きいと考えます。事業評価を行う意思はありませんか。

エ 今回、民間支援者が継続的に支援すれば、生活保護申請からビジネスホテルまたは個室シェルターへ、そしてアパートへという住宅確保の道筋ができたと言えます。コロナの終息後も今回の支援事業を継続する必要があると思いますが、都としてどのように考えていますか。

2 生活保護の広報について

ア 福祉保健局ホームページのトップページの下欄に「犬と猫の飼い方講習会」などのリンク画像が並んでいますが、ここに「生活保護」も加えませんか。

イ 福祉保健局ホームページの「生活保護制度とは」のページでは、2行目に「生活保護を受けることは国民の権利です。」と書かれ、最後の3行には、「ただし、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会を行わない取扱いとされています。」と書かれていますが、目立ちません。

例えば、足立区のホームページでは、「生活保護について」の冒頭に大きなカラーの文字で、「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにお住まいの地域を担当する福祉課にご相談ください。扶養義務者の扶養は「保護に優先して行われる」と定められており、『保護の要件』とは異なる位置づけのものとして規定されています。要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない場合等は基本的には扶養照会を行いませんので、担当する福祉課にご相談ください。」と書かれ、とりわけ「要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない場合等は基本的には扶養照会を行いません」が強調されています。東京都のホームページでも、こうした表現でわかりやすく書くべきと考えますが、いかがですか。

3 ネットカフェ利用者の調査について

ア 前回 2017 年の東京都による調査結果は、「チャレンジネット」のその後の取り組みにどのように反映されたのですか。具体的に示してください。

イ 本来なら毎年調査をするべきものです。少なくとも、未曾有のコロナ禍での貧困の拡大とホテル提供事業の実施を踏まえて、このタイミングで再度の調査を行うべきと考えますが、いかがですか。

4 相部屋から個室への転換について

ア 都区の共同事業である自立支援センターの個室化について、各区との協議の場で、いつ議題に載せようと考えているのですか、見通しを示してください。また、23 区の足並みを揃えるために、都が行っている働きかけの内容と予定について伺います。

イ 首都圏では、住まいを失った生活困窮者が生活保護を申請した場合、無料定額宿泊所に誘導されることが多くあります。相部屋の場合も多く、人間関係のトラブルが起きやすい点などから、当事者に強い忌避感があります。そのため、現在、個室化が進められていますが、2020 年 4 月 1 日に施行された厚労省の省令の附則において「個室化は 3 年間猶予する」との規定が盛り込まれたため、相部屋の解消期限は 2022 年度末とされています。東京都の条例も同様です。

これについて、都としての相部屋解消のロードマップ、数値目標を示してください。また、解消期限を前倒しする意向はありませんか。

ウ 厚生労働省のホームページには「施設に入ることに同意することが申請の条件ということはありません」と書かれています。東京都のホームページでもこうした表現でわかりやすく書くべきです。いかがですか。

5 都営住宅の拡充について

コロナ禍の貧困の拡大の中、若年単身者向けの都営住宅の必要性がさらに高まっています。都として、60 歳未満単身者の入居に向けた入居要件緩和、今まで全く進展していない若年単身者向けの都営住宅の建設に踏み切る意志はありませんか。検討はしていますか。困難だとするなら、何がネックになっているのですか、具体的に示してください。

6 一時生活支援事業との連携を基本とした速やかなアパート転宅について

生活困窮者自立支援事業における一時生活支援事業との連携を基本とした速やかなアパート転宅を行っている福祉事務所があります。他府県では、居住支援法人や非営利団体との連携による公営住宅の利用や、空き部屋など、生活保護利用に限らず生活困窮者が利用できる居宅を提供している

事例も多くあります。一時生活支援事業によるアパート借り上げ、居宅生活移行緊急支援事業などを利用して個室を確保するよう、区市に働きかけ、都としても必要な支援を行なうことを検討してください。いかがですか。

四 人権尊重・男女共同参画の視点からの公的広報のあり方について

東京オリンピック競技大会においては、大会組織委員長が女性差別発言で交替し、開会式をめぐることは、女性差別、障害者差別、民族差別が露見し責任者をはじめ重要な立場にあった関係者が次々に辞任するという事態が発生しました。また、全国的に自治体など公的機関の広報において、女性を性的に消費し差別する表現を指摘され撤回する事例が繰り返されています。公的機関における人権尊重・男女共同参画の研修の強化と、公的広報のあり方に関する認識の共有、手引きの作成などが求められています。

1 東京都は2015年に東京都人権施策推進指針を改定しています。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、「世界一の都市・東京」の実現をめざすとして見直したもので、この指針の「施策展開に当たっての考え方」においても5つの項目の一つとして「公共性の視点」を掲げています。

ア 指針に定める17の人権課題について、総合的あるいは個別テーマに即した手引きを作成するなど、人権に配慮した公的広報のあり方の庁内への周知は行われていますか。

イ 東京都人権施策推進指針は、見直しの契機となった東京オリンピック・パラリンピック競技大会の終了を受けて、その効果を検証し改定するべきだと思いますがいかがですか。

ウ 人権尊重の視点からの広報に関する苦情の申し立てなどはありましたか。あれば概要と都の対応を教えてください。

2 内閣府では、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、公的機関が広報・出版物等を作成する際に、男女共同参画の視点を自主的に取り入れるよう、2003年に「男女共同参画の視点からの公的広報の手引 みんなに届く広報のために」を発行し、各自治体に配布しています。独自に作成している自治体も多く、豊島区では昨年、社会情勢の変化と「男女共同参画推進条例」の一部改正を受けて「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」を改定更新しました。

ア 東京都には、独自の手引きなどはありませんが、広報・出版物等に男女共同参画の視点を取り入れるために、どのように対応していますか。また独自の手引きなどを作成するべきだと思いますがいかがですか。

イ 男女共同参画の視点からの広報に関する苦情の申し立てなどはありましたか。あれば概要と都の対応を教えてください。

五 児童相談所の現状と今後の整備について

2019年の児童福祉法改正を踏まえ、都の児童相談所の現状と今後の課題について伺います。

1 同改正で児童相談所の管轄区域に係る参酌基準が法的に位置づけられ、それを受けて施行令で地理的条件、人口、交通事情についての基準の内容が示されました。

国が管轄区域に関する参酌基準を定めた趣旨について、都の認識を示してください。

2 国の参酌基準によると、人口については「管轄区域における人口が、基本としておおむね 50 万人以下であること」とされています。また、この基準の解釈運用については、国は通知『「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」の公布について』（以下、通知）で「管轄人口 20 万人から 100 万人までの範囲が目安」とする一方、「管轄人口 100 万人以下の児童相談所が存する地域についても、児童相談所の新設等により管轄人口をおおむね 50 万人以下とするような管轄区域の見直しを積極的に検討されたい」とも指摘しています。

ア 現在、管轄区域の人口が 100 万人を超える児童相談所はどこですか。その管轄する人口、管轄する自治体も併せて示してください。

イ 参酌基準を定めた施行令は 2023 年 4 月 1 日に施行されます。管轄区域の適正化、適法化にむけた都の対応のスケジュールを示してください。

ウ 都立児童相談センターは 23 区中 9 区に加え島しょ部を管轄し、管轄区域人口が 250 万人を超えます。管轄区域内の豊島区が来年、児童相談所を開設する予定であり、また文京区が 2025 年度に児童相談所を設置する方針とのことですが、いずれにしても管轄人口が法の求める基準を大幅に超過する事態は解消されません。改正法令の施行時期を考え合わせれば、早急に管轄区域の抜本的な見直しが必要です。児童相談センターの管轄区域見直しの考え方と見直しを示してください。

3 都立児童相談所の管轄区域の見直しと深く関わっているのが、児童相談所の区移管の動向です。国は、児童福祉法等において中核市等への児童相談所の設置を促し支援する方針を明示してきましたが、管轄区域の見直しに当たっても、中核市や 23 区での児童相談所設置を促進するよう求め、通知でも次のように述べています。

「児童相談所は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が設置するが、子育て支援施策の実施主体でもある基礎自治体が児童相談所を設置した場合は、これら関連部門との連携をより行いやすいと考えられる。

そのため、中核市等を含む地域の児童相談所の管轄区域を見直す場合には、こうした基礎自治体の役割も念頭に置きつつ、まずは当該中核市等が児童相談所設置市に移行することを積極的に検討されたいこと。」

2016 年の児童福祉法改正で 23 区も児童相談所を設置することが可能となり、昨年度は世田谷、江戸川、荒川の 3 区で、また今年度は港区で区立の児童相談所が開設されました。区立の児童相談所が開設された場合は当該自治体は都児童相談所の管轄区域から外れることになり、都児童相談所の管轄区域の適正化は、区における児童相談所設置の動向によって大きく左右されます。

ア 23 区における児童相談所設置の動向を示してください。また、基礎自治体でもある区が児童相談所を自ら設置することについて、都としての基本的な評価、認識を伺います。

イ 23 区区長会は、『令和 4 年度都の施策及び予算に関する要望書』において「児童相談所設置の促進」、「特別区における児童相談所の設置・運営が円滑に行えるよう」として、

- ① 移管に必要な財源を確実に移譲すること
- ② 特別区児童相談所開設にあたっての立ち上げ支援を行うこと
- ③ 児童養護施設等の相互利用等のための広域調整についても、見直すべき課題が生じるものと見込まれる。開設した 4 区の事例を活かし、より積極的に協力すること

- ④ 特別区による児童相談所及び一時保護所の整備に伴う、都の施設の整理・転用について、施設所在区と協議の場を設け、未利用都有地や都の児童相談所等の既存施設等の無償譲渡・貸付、または減免措置等を行い提供すること

を求めています。これらの要望のそれぞれに対する都の認識、考え方を伺います。

ウ 世田谷児童相談所が昨年度、廃止されました。この旧世田谷児童相談所跡地・跡施設の現在の利活用状況と今後の方針を伺います。

4 多摩地域でも児童相談所の管轄区域の見直しは喫緊の課題です。管轄人口が 100 万を超える児童相談所はありませんが、杉並区の児童相談所設置で行き場を失う武蔵野市、三鷹市の取り扱い、広大な管轄エリアを抱え、中核市を区域内に有する八王子児童相談所、さらに広大なエリアを有する上に児童相談所の位置が東端に偏った立川児童相談所など、課題が山積しています。

ア 法令改正を受け、三多摩地域の児童相談所の配置についての課題をどう考えますか。

イ 三多摩地域の児童相談所の管轄区域や配置の見直しの方向性を示してください。通知では児童相談所の新設のみならず、支所の配置についても言及していますが、これに対する都の見解も併せて示してください。

5 児童相談体制において、児童相談所と並んで核となるのが一時保護所です。一時保護所の整備状況について、都の児童福祉審議会は答申『新たな児童相談のあり方について』（2020. 12. 23）において以下のように述べています。

「一時保護所については、平成 22 年度に 168 名であった入所定員を令和 2 年度には 237 名まで拡充したものの、虐待通告の急増に伴う保護需要の高まりにより保護児童は恒常的に保護所の定員を超過している。

また、平均保護日数は全国の 29.4 日（※平成 30 年度）を超える 41.9 日（※平成 31 年度（平成 30 年度は 40.8 日））となるなど一時保護所のひっ迫状況が続いている。」

一時保護所の整備拡充、さらにはハード、ソフト両面での処遇の改善もまた喫緊の課題です。

ア 都の一時保護所の一覧（設置場所、定員）を示してください。また、今後、施設数ならびに施設定員を増やす計画があれば示してください。

イ 都の一時保護所における定員超過の状況を伺います。過去 5 年間の年平均入所率を示してください。

ウ 児童福祉審議会が指摘した「一時保護所のひっ迫状況」を解消していくための、都の基本的な対応方針を示してください。

エ 児童相談所の管轄区域の見直しの中で新たな児童相談所の設置が検討されることとなった場合、一時保護所併設の有無、是非についての考えを伺います。

児童相談所ならびに一時保護所の拡充・整備、管轄区域の適正化は、今や法の求める義務であり、児童相談体制とりわけ児童虐待をはじめとした困難な支援の課題を解決するために欠かせない前提です。また、児童相談所ならびに一時保護所を基礎自治体が設置していく動きは、今後ますます強まるだろうし、後押ししていくべきことでもあります。こうした視点から、積極的に明確な答弁を求めます。